

指導を要する教職員の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、規則の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 規則第3条第1項及び第2項に規定する申請は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請には、別記第2号様式から別記第3号様式の4までを添付するものとする。

(指導を要する教職員の認定の通知等)

第3条 規則第4条第4項に規定する指導を要する教職員の認定に係る通知は、別記第4号様式及び別記第4号様式の2によるものとする。

2 規則第5条第2項に規定する改善研修の実施に係る通知は、当該通知をうけた指導を要する教職員が、市町村立学校等（規則第2条第1項第2号に規定する市町村立学校等をいう。以下同じ。）の教職員である場合にあっては別記第5号様式及び別記第5号様式の2によるものとし、県立学校（規則第2条第1項第2号に規定する県立学校をいう。以下同じ。）の教職員である場合にあっては別記第5号様式の3及び別記第5号様式の4によるものとする。

(研修内容等)

第4条 改善研修は、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、指導を要する教職員の在籍校の校長（市町村立学校等の教職員にあっては、当該在籍校を設置した市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）の教育委員会及び在籍校の校長をいう。）と緊密に連携し、実施するものとする。

2 改善研修の主たる研修場所は、高知県教育センター（以下「教育センター」という。）とする。ただし、規則第6条第3項に規定する改善の程度に応じて、指導を要する教職員の在籍校その他の教育機関等を主たる研修場所として実施することができる。

3 教育センターは、改善研修の成果を検証するため、学校研修を実施するものとする。

4 教育センターが行う改善研修の実施に関し必要な事項は、教育センターの所長が定

める。

(研修計画)

第5条 教育センターの所長は、指導を要する教職員の能力、適性等に応じて、その者ごとに年間研修計画を定め、規則第5条第4項に規定する改善研修に関する計画書を作成するものとする。

2 教育センターの所長は、改善研修が打切りとなり指導を要する教職員の認定が解除された教職員が採用又は転任を希望する場合、規則第7条第1項に定める措置がとられるまでの間、実証研修及び指導を要する教職員の取扱いに関する規則の規定に基づく教育職員への採用及び転任の取扱いに関する要綱に基づき実施する実務研修（以下「実務研修」という。）を実施する日を除き、採用又は転任を希望する職に関する知識等を得るための研修を行うものとする。

(服務等)

第6条 改善研修の期間中の指導を要する教職員の勤務時間、休日及び休暇の取扱いは、教育センターの職員に準ずるものとする。

2 指導を要する教職員は、改善研修の期間中は、教育センターの所長その他の職員の指導に従わなければならない。

3 教育センターの所長は、指導を要する教職員の出勤及び出張等の勤務状況その他について、当該教職員の在籍校の校長（市町村立学校等の教職員にあっては、当該在籍校を設置した市町村の教育委員会をいう。次条第1項及び第2項において同じ。）に報告するものとする。

4 前3項に定めることのほか、改善研修の期間中の指導を要する教職員の服務の取扱いは、教育センターの所長が定める。

5 規則第7条第3項の規定に基づく研修を実施する場合については、前4項の規定を準用する。

6 改善研修が打切りとなり指導を要する教職員の認定が解除された教職員について規則第7条第1項に定める措置がとられるまでの間における服務等については、第1項から第4項までの規定を準用する。

7 改善研修が打切りとなり指導を要する教職員の認定が解除された教職員について規則第7条第1項に定める措置がとられるまでの間の研修及び服務の通知は、市町村立学校等の教職員である場合にあつては別記第13号様式及び別記第13号様式の2によるものとし、県立学校の教職員である場合にあつては別記第13号様式の3及び別

記第 13 号様式の 4 によるものとする。

(学校研修)

第 7 条 指導を要する教職員の在籍校の校長は、第 4 条第 3 項に規定する学校研修を実施するに当たり、教育センターと協議のうえ実施計画書を作成し、教育センターの所長に提出するものとする。

2 指導を要する教職員の在籍校の校長は、学校研修の終了後、研修の成果を教育センターの所長に報告するものとする。

3 前項の報告は、別記第 6 号様式及び第 2 条第 2 項に規定する様式によるものとする。

(改善の程度の認定及び特例措置の実施後の通知)

第 8 条 規則第 6 条第 5 項に規定する改善の程度の認定に基づく決定に係る通知は、別記第 7 号様式及び別記第 7 号様式の 2 によるものとする。

2 規則第 6 条第 5 項の規定に基づく、規則第 10 条第 3 項第 1 号に掲げる決定を含む規則第 6 条第 4 項に規定する決定に係る通知は、第 1 項の例による。

(転任等の希望の聴取)

第 9 条 規則第 7 条第 2 項、第 10 条第 1 項又は第 11 条第 2 項に規定する県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の希望の聴取は、別記第 8 号様式によるものとする。

(実証研修及び実務研修の実施の通知)

第 10 条 規則第 8 条第 2 項（規則第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する実証研修の実施に係る通知は、別記第 9 号様式及び別記第 9 号様式の 2 によるものとする。

2 実務研修の実施に係る通知は、別記第 14 号様式及び別記第 14 号様式の 2 によるものとする。

(選考の実施の通知)

第 11 条 規則第 11 条第 3 項において準用する規則第 8 条第 2 項の規定による選考の実施に係る通知は、別記第 10 号様式及び別記第 10 号様式の 2 によるものとする。

(選考の実施後の取扱い)

第 12 条 規則第 11 条第 4 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定に基づく選考行った指

導を要する教職員について、当該選考の結果を考慮して規則第7条第1項各号に掲げる措置をとろうとする場合は、規則第10条第3項の例により県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（規則第11条第1項に規定する常時勤務を要する職をいう。以下この条において同じ。）に係る適性、知識等の有無を判定するとともに、次の各号のいずれかの決定を行うものとする。

(1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく規則第6条第4項の規定による決定

(2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定

2 前項第1号の決定に係る通知については、第8条第1項の例による。

(意見書)

第13条 規則第4条第2項に規定する教職員の書面による意見は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第6条第2項において準用する規則第4条第2項に規定する教職員の書面による意見は、別記第11号様式の2によるものとする。

(その他の研修)

第14条 規則第7条第3項の規定に基づく次の各号に掲げる研修の実施に係る通知は、当該通知に係る教職員が、市町村立学校等の教職員である場合にあっては別記第12号様式及び別記第12号様式の2によるものとし、県立学校の教職員である場合にあっては別記第12号様式の3及び別記第12号様式の4によるものとする。

(1) 規則第7条第3項の規定に基づく研修

(2) 規則第7条第3項の決定に含まれる規則第9条及び第11条第4項の規定に基づく研修

(3) 規則第10条第5項において準用する規則第7条第3項の規定に基づく研修

2 規則第11条第1項の規定による選考を実施する場合は、規則第7条第3項の規定に準ずる研修を行い、前項の例により当該研修の実施について通知するものとする。この場合において、当該研修の期間は、規則第11条第4項の規定に基づく決定の日までとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(他の要綱の廃止)

2 指導を要する教職員の資質・指導力向上に関する改善研修実施要綱は、廃止する。

附 則 (平成 22 年 7 月 9 日)

この要綱は、平成 22 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日 一部改正)

この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 24 日 一部改正)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。